

2025年(令和7年)の年末調整について

2025年12月2日

1. 年末調整に必要なデータ入力の画面

個人マスター登録 ⇒ 年末調整データ(1)

年末調整の計算に関する事項

個人の基礎データ 年末調

1 広島太郎

下記項目は年末調整の計算に関する事項です。

控除額の合計額 (早見表)

① 控除対象扶養親族の人数	該当者が無い場合でも0を入れる 控除対象配偶者の数は含みません。
②-イ 同居特別障害者	
②-ロ 同居特別障害者以外の特別障害者	
②-ハ 一般の障害者、寡婦、勤労学生	
②-ニ 所得者本人がひとり親	
②-ホ 同居老親等	
②-ヘ 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	
②-ト 同居老親等以外の老人扶養親族	

控除額の合計 580,000 円

基礎控除の額 580,000

配偶者(特別)控除の額

特定親族特別控除の額 25,000

所得金額調整控除額 2,000,000

前職からの支払調書より

課税分支給額	56,000
前源泉徴収額	200,000
前社会保険徴収額	100,000

非課税額の調整額 5,000

保険等の控除金額

社会保険申告分	
生命保険控除額	86,026
地震保険料控除額	7,498
住宅取得特別控除額	39,400
小規模企業共済等掛金申告分	

源泉徴収票に記載される事項です。計算には関係しません。

下記項目は計算には関係しませんが、源泉徴収票に記載されます。

配偶者の区分

● (源泉)控除対象配偶者無
○ (源泉)控除対象配偶者有
○ (源泉)控除対象配偶者従有
□ 老人

本人に関する事項

○ 未成年者
○ 乙欄
○ 本人が障害者特別
○ 本人が障害者その他
○ 寡婦
○ ひとり親
○ 中途就職・退職年月
○ 中途退職
例 2005/04/01

その他の金額 円

新生命保険料の金額	184,705
旧生命保険料の金額	137,496
介護医療保険料の金額	64,104
新個人年金保険料の金額	
旧個人年金保険料の金額	
旧長期損害保険料の金額	
配偶者の合計所得	
国民年金保険料等の金額	
小規模企業共済等掛金(給与控除分)	

摘要欄への記入事項

個人マスター登録 ⇒ 年末調整データ(2)

個人の基礎データ 年末調整データ(1) 年末調整データ(2) 個人データ一覧表

1 広島太郎

住宅控除に関する事項

住宅借入金等特別控除の額の内訳

特別控除適用数	1
区分1回目	11 11:一般住宅(特)
区分2回目	0 0:該当なし
居住開始年月日1	2015/08/26
居住開始年月日2	例 2015/04/01
年末残高1回目	3,943,306
年末残高2回目	

控除対象扶養親族

1 フリガナ	1 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
2 フリガナ	2 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
3 フリガナ	3 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
4 フリガナ	4 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1

16歳未満の扶養親族

1 フリガナ	1 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
2 フリガナ	2 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
3 フリガナ	3 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1
4 フリガナ	4 フリガナ
氏名	
個人番号	
区分	非居住の場合は1

マイナンバーに関する事項

個人番号の削除

本人の個人番号

控除対象配偶者

フリガナ
氏名
個人番号
区分

非居住の場合は1

個人番号の前には摘要欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し摘要欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

摘要欄への記入事項

2. 「基礎控除の額」と「配偶者(特別)控除の額」の自動計算について

個人の基礎データ 年末調整データ(1) 年末調整データ(2) 個人データ一覧表 年調データ(1)一覧表 CSV入力・出力

1

下記項目は年末調整の計算に関係します。

控除額の合計額の(早見表)	
① 控除対象扶養親族の人数	該当者が無い場合でも0を入れる 控除対象配偶者の数は含みません。
②-イ 同居特別障害者	
②-ロ 同居特別障害者以外の特別障害者	
②-ハ 一般の障害者、寡婦、勤労学生	
②-ニ 所得者本人がひとり親	

基礎控除と配偶者控除は自動計算も可能

基礎控除の額	580000
配偶者(特別)控除の額	

「基礎控除の額」と「配偶者(特別)控除の額」は手入力もできますが、今年から自動計算できるように機能を追加しております。
自動計算をする場合は、次の操作を行ってください。

【手順1】

今年の給与の計算を全て行ってください。

【手順2】

メインメニュー ⇒ 基礎控除等計算 ⇒ 個人マスターを開くと次の画面になります。

基礎控除 及び 配偶者(特別)控除 の自動計算 閉じる

1「個人マスター」にて必要事項を入力 ⇒ 2「自動計算」に切り替えて実行

個人マスター 自動計算								
code	氏名	前課税支給額	所得金額調整控除額	通勤手当非課税調整	給与所得以外の所得の合計額	配偶者の給与所得の収入額	配偶者の給与所得以外の所得の合計額	配偶者の年齢
1	広島太郎	56,000	2,000,000	5,000				
2	福山花子							
3	久松次郎							

【手順3】

必要に応じて、各列に数字を記入してください。

※注意

左3列(前課税支給額、所得金額調整控除額、通勤手当非課税調整)の数字は、ここで数字を編集すると、個人マスター登録の年末調整データ(1)の数字も自動で変更されます。

【手順4】

「自動計算」タブを押すと、次の表示がでます。

基礎控除 及び 配偶者（特別）控除 の自動計算

1「個人マスター」にて必要事項を入力 ⇒ 2「自動計算」に切り替えて実行

個人マスター **自動計算**

3 実行 ⇒ 4 確認 ⇒ 5 個人マスターへ反映 ⇒ 6 メインメニュー ⇒ 個人マスターにて金額の確認をしてください。

code	氏名	源泉...	給与...	給与	賞与	前課税支給額	課税分給与額	給与所得控除後	所得金額調整控除	給与所得調整控除後	他所得金額	合計所得金額	基	

【手順5】

「3実行」ボタンを押すと、各種金額が計算されて表に表示されます。
内容を見て、問題がないことを確認してください。

【手順6】

「5個人マスターへ反映」ボタンを押してください。

【手順7】

メインメニュー ⇒ 個人マスター登録 ⇒ 年末調整データ(1) にて金額の確認をしてください。

個人の基礎データ 年末調整データ(1) 年末調整データ(2) 個人データ一覧表 年調データ(1)一覧表 CSV入力・出力

1

下記項目は年末調整の計算に関係します。

控除額の合計額の（早見表）

① 控除対象扶養親族の人数 該当者が無い場合でも0を入れる 控除対象配偶者の数は含みません。	0
②-イ 同居特別障害者	
②-ロ 同居特別障害者以外の特別障害者	
②-ハ 一般の障害者、寡婦、勤労学生	
③-一 既婚者扶養控除	

基礎控除と配偶者控除は
自動計算も可能

基礎控除の額
580000

配偶者（特別）控除の額

※注意

メインメニュー ⇒ 個人マスター登録 ⇒ 年末調整データ(1)

の画面で、金額を手入力した後に

メインメニュー ⇒ 基礎控除等計算 ⇒ 自動計算

の画面で、「5個人マスターへ反映」ボタンを押すと「年末調整データ(1)」で手入力した金額が変更されます。

3. 「非課税額の調整額」について

「非課税額」が引き上げられました。

2025年4月からさかのぼって調整しますので、非課税の差額をここに記入してください。例では、非課税額が5,000円多くなります。

1 広島太郎

下記項目は年末調整の計算に関係します。

控除額の合計額（早見表）	
① 控除対象扶養親族の人数	該当者が無い場合でも0を入れる 控除対象配偶者の数は含みません。
②-イ 同居特別障害者	
②-ロ 同居特別障害者以外の特別障害者	
②-ハ 一般の障害者、寡婦、勤労学生	
②-ニ 所得者本人がひとり親	
②-ホ 同居老親等	
②-ヘ 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	
②-ト 同居老親等以外の老人扶養親族	
控除額の合計	円
基礎控除の額	
0	580000
配偶者（特別）控除の額	
特定親族特別控除の額	
	25,000
所得金額調整控除額	
	2000000
保険等の控除金額	
社会保険申告分	
生命保険控除額	86,026
地震保険料控除額	7,498
住宅取得特別控除額	39,400
前払から支払調書より	
課税分支給額	56,000
前源泉徴収額	200,000
前社会保険徴収額	100,000
非課税額の調整額	
	5,000

以上